

■ お問い合わせ先

内容	部署	電話番号	備考
この指針に関すること	高知県林業振興・環境部 森づくり推進課	088-821-4571	
	林業改革課	088-821-4602	
保安林制度に関すること	高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4591	伐採許可及び届出については、最寄りの林業事務所へ。
間伐等の補助事業に関すること	安芸林業事務所	0887-34-1181	
	中央東林業事務所	0887-53-0655	
	嶺北林業振興事務所	0887-82-0162	
	中央西林業事務所	088-893-3612	
	須崎林業事務所	0889-42-2371	
	幡多林業事務所	0880-35-5977	
急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地に関すること	高知県土木部防災砂防課	088-823-9845	許可及び届出については、最寄りの土木事務所へ。
「四万十川の保全と流域の振興に関する基本条例」に関すること	高知県林業振興・環境部 環境共生課	088-821-4863	
「四万十川流域の重要文化的景観」に関すること	高知県教育委員会 文化財課	088-821-4761	

高知県林業振興・環境部

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号

- ・森づくり推進課……【TEL】088-821-4571 【FAX】088-821-4576
- ・林業改革課……………【TEL】088-821-4602 【FAX】088-821-4576

●「皆伐と更新に関する指針」については、下記のURLからダウンロードできます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030201/h24-kaibatusisin.html>



皆伐と更新 に関する指針

指針の目的

本県の民有人工林の面積は約30万haに達し、民有林の63%に及んでいます。その年齢構成においては、9年齢級（41～45年生）以上の面積が77%、特に9～11年齢級（41年生～55年生）の人工林が全体の54%を占めています。現在の年齢構成の不均衡、並びに市場が求める木材需要への対応を考えますと、一定の皆伐施業を進めて、原木の安定供給と増産につなげていくことが必要です。伐採された林地は、公益的な機能が発揮できる森林に育てていくことが必要ですが、全ての伐採跡地をスギ、ヒノキ等の人工林に更新することは、現状の木材価格や生産体制等ではコスト的に難しいほか、適地適木の観点からも多様な森づくりを進めていくことが重要です。

そこで今回、人工林の皆伐と更新の参考としていただくため、本指針をお示しすることにいたしました。森林所有者や木材生産に携わる皆様には、保安林など更新方法に制限がある場合を除き、可能な限り本指針の運用に努めていただきますようお願いいたします。

高知県林業振興・環境部

平成24年9月